

○財務省告示第二百二十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年六月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年七月六日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第八十九

回）

二 発行の根拠 平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等
の法律及びその
に關する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札」という。）と、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる

五

募入

方法入
格競争
決定の

る発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に
行われる入札であつて、財務大臣
が各国債市場特別参加者ごとに
応募限度額を定めるものによる
発行（以下「国債市場特別参加
者・第Ⅰ非価格競争入札発行」と
いう。）及び価格競争入札の募入
の決定をした後に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競
争入札発行」という。）

ハ

ロ

イ

各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。各申込みの応募額を案分により
割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応
募限度額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

六

発

行額

入価・別債行争非者特国札非
札格第参市及入価・別債発競
競争Ⅱ加場び札格第参市行争
額行争非者特国発競Ⅰ加場入

七

払

込

金

額

行

争

入

札

発

競

でた条特
千利第別
五付一會
百国項計
六債のに
十五つ規
億いて定
、づ基
額き律
面発第
金行四
額し十
六

二

行

争

入

札

発

競

でた条特
千利第別
八付一會
百国項計
二十債の
六に規
億いて定
、づ基
額き律
面発第
金行四
額し十
六

ハ

行

争

入

札

発

競

でた条特
千利第別
四付一會
十国項計
億債のに
一に規
千万いて
、づ基
額き律
面発第
金行四
額し十
六

ロ

札

非

発

競

行

争

入

二額た条千
十で利第七
万一付一第
円兆国項十
九債の五第
百に規万三
九つ定円千
十五いて、
億はづ法第
四、き第
千額発六
七面行十
百金し二
七、

イ

入

札

発

競

額面金額で
、金額で二
兆二千百
十七億円
うち、平成
十二年度
の発行の
財政運営の
ため法律第
二条第一
項の規定に
基づき発行
した利付
千八百七十
万、特別計
に關する法
律第四十
七、

の 経 入 価 ・ 別 債 行
払 過 札 格 第 参 市 及
込 利 発 競 II 加 場 び
み 子 率 行 争 非 者 特 国

初
期
利
子

(一) 年

○ 募 入 四 パーセント
は、払込金の通知を受け
式により規定する日額を第
十号の規定する日額を第
むものとする。期に払い込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4 \times 1}{100 \times 365}$$

(二)

に 係 る 所 得 税 振 替 口 座 簿 中 の
の 座 記 載 又 は 記 録 算 式
に よ り 算 出 し た 金 額 にか
金 額 分 の 二 割 十 分 一 厘
額 一 割 十 分 一 厘 以 上 の
時 間 にお いて 取 得 する 債
住 者 又 は 住 居 者 等 による
に 関 する 金 額 記 算 式 によ
出 した 金 額 記 算 式 によ
は 外 国 人 が 適 用 受 ける 所
得 税 の 率 を 乗 じ た 金 額
控 除 する こと が できる。
平成 二 十 二 年 二 月 十 日
平 成 二 十 二 年 二 月 十 日
払 込 金 額 を 支 出 支

は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十五 第二期以後の利子

償還期 日を支払期とし、各支払期にお

いて、その日以前六月間に属す

る利子を支払う。

平成二十七年六月二十日

償還金額 日本銀行につき百円

元利支 日本銀行

払場所 財務大臣から通知を受けた者

入札参加

者

払込期日

平成二十二年六月二十一日

二十

十九

十八

十七

十六